

平成23年7月19日 開会
平成23年7月19日 閉会
(臨時第8回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第78号

平成23年第8回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年7月14日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成23年7月19日 午前9時30分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 1) 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町税条例の一部を改正する条例)
- 2) 議案第85号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例について
- 3) 議案第86号 平成23年度大山町一般会計補正予算(第4号)
- 4) 議案第87号 平成23年度大山町地域休養施設特別会計補正
予算(第1号)
- 5) 農業委員会委員の推薦について
-

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美 智 恵	岩 井 美 保 子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	鹿 島 功
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 8 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 23 年 7 月 19 日 (火曜日)

議 事 日 程

平成 23 年 7 月 19 日 午前 9 時 30 分 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 84 号 専決処分の承認を求めることについて

(大山町税条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 85 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 86 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 6 議案第 87 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18 名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 椎 木 学	16 番 鹿 島 功
17 番 西 山 富 三 郎	18 番 野 口 俊 明

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照

書記 …………… 中井晶義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森田増範

副町長…………… 小西正記

総務課長 …………… 押村彰文

企画情報課長…………… 野間一成

税務課長 …………… 小谷正寿

観光商工課長…………… 福留弘明

建設課長…………… 池本義親

農林水産課長…………… 山下一郎

人権推進課長…………… 門脇英之

総務課参事 …………… 酒嶋宏

午前 9 時 30 分 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口俊明君） ただいまの出席議員は、18 人です。定足数に達していますので、平成 23 年第 8 回大山町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、2 番 米本隆記君、3 番 大森正治君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（野口俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 議案 84 号

○議長（野口俊明君） 日程第 3、議案第 84 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） おはようございます。議案第 84 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、大山町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 23 年 6 月 30 日に公布、施行されたことに伴い、大山町税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 6 月 30 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、寄附金税額控除の拡充や罰則の大幅な見直し等、所要の規定の整備を行ったものでございます。以上で議案第84号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） えー、ただいまですね、寄附金の関係の拡充がなされたということがございましたけど、どういう点が拡充になったかということちょっと伺いたいです。

それからもう1点ですね、罰則が強化されたというのですか、罰則が金額が上がったりしておりますが、これの背景はですね、どういうことから罰則が増えてきたのかというようなことをちょっと伺いたいです。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 野口議員より、質問がございました。議案の詳細につきましては、担当より詳しく述べさせていただきますので、これよりどうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（小谷正寿君） 議長、税務課長。

○議長（野口俊明君） 小谷税務課長。

○税務課長（小谷正寿君） お答えいたします。寄附金の拡充の部分でございますが、これまで寄附金の下限額5,000円以上ということが対象になっておりましたが、これを2,000円とするということ。それからNPO法人につきましても、これまで認定NPO法人といひまして、国が認めていないといけなかったんですけれども、町なり県なりが、認定することによって、それも対象になるということが新しく改正になったことでございます。

それから罰則の見直しの背景はということでございますが、住民税の罰則の見直しは昭和56年にされておりまして、その後ずっとされておりません。国は昨年、罰則の見直しを行いましたので、それを考慮しながら罰則の見直しをしたということでございます。以上でございます。

○議員（5番 野口昌作君） はい、分かりました。

○議長（野口俊明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第84号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第4 議案85号

○議長（野口俊明君） 日程第4、議案第85号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議案第85号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

条例第18条で職員等への日当の支給について規定をいたしております。鳥取県内及び島根県、岡山県の一部で近距離の旅行について、日当の支給を廃止し、また、公用車で県外出張の際の日当を減額するようにしておりますが、条例の表現がわかりにくいためか問い合わせがたびたびあるために、条例の表現を改めるものでございます。内容については変更はございません。これで、議案第85号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） えーと、この条例改正ですね、さっきありましたとこ

ろの…

○議長（野口俊明君） 野口議員、そのマイクをもう少しまっすぐ立てて、まっすぐ、曲がっているのをまっすぐして、はい。

○議員（5番 野口昌作君） さっきですね、専決処分のことがございましたが、専決処分ですね、この税条例の関係のいわゆる改正前、改正後ですね、見方について非常にまあ見やすく分かりやすく書いてございますが、いわゆる号までですね、号までなんていうのですか、号までの移動後項だ、移動号だというような書き方と、それから罫線が引いてあるところのですね、改正後に罫線の引いてあるところについては、加えるんだということがですね、この税条例のほうでは、きちんと分かりやすくうたってございますけれども、この旅費に関する条例の一部改正についてはですね、このへんが非常にまあ何というのですか、分かりにくい。税条例のほうがですね、非常に分かりやすいようですが、その点についてもうちょっと、どういうことですね、こうなっているかということをお伺いしたいです。

○総務課参事（酒嶋 宏君） 議長、総務課参事。

○議長（野口俊明君） 酒嶋総務課参事。

○総務課参事（酒嶋 宏君） 条例の改正の記載の方法だと思いますけれども、条例、規則の改正につきましては、もともとは国のほうで示しておりますように、こういう新旧対照ではなくてですね、何々をどうどう変えるというような記載方法をとっておりますけれども、本町では、鳥取県がこういうような新旧改正の方法をとっておりますので、それにあわせてこういう新旧対照表を使った改正の仕方を行っております。それに改正する場合ですね、県が決めております考え方に添ってやっております。まず最初に、条例、あっ、すいません条例じゃなくて条、それから項、号を最初に変えると。その後に、今度は中の部分部分を変えるなら変えるというような考え方でやっておりますので、例えば、今回の条例の場合ですね、改正前の「第2項鳥取県内並びに」っていうところを全部引っ張っておりますけれども、それは改正後の第2項のほうに変わりますので、これを全部変えるということで、2のところに線が引っ張ってありますけれども、最初の数字のところに線が引っ張ってあるものは全部交換、変えるという考え方です。

それからその下の改正後の(1)号というのがありますけれども、これは改正前の2項の下には、号がありませんので、新たに加えるという考え方で、(1)の下に線が引っ張ってありまして、そこに新たに全部入れるというような考え方です。

で、今回の場合ですね、部分を変えるのではなくて、号と号、項と項を変えておりますので、最初のところを変えてその後にその変えているところを全部引っ張っているというような状況です。そういうような一定のルールで行っておりますので、考え方というのは、その県の新旧対照表による改正のやり方によって準じてやっておるということでもあります。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） そうしますとですね、税条例の改正の説明がございませぬ。これと今の旅費に関する条例、今上程されている分の説明がございませぬが、これはまあどちらが正しいのですか。どちらが正しいかということをお願いいたします。

それとまあ税条例のほうには加えるという項目がございませぬけれども、旅費のほうには加えるという項目はないということがあったりしますし、号のことがあったりしますけれども、このへんちょっとどちらが正しいかということをお願いいたします。

○総務課参事（酒嶋 宏君） まずあの、すいません、総務課参事。

○議長（野口俊明君） 酒嶋総務課参事。

○総務課参事（酒嶋 宏君） 加えるという部分はですね、町職員の旅費に関する分はですね、「当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項を削る」と書いておりますけれども、項と項とを入れ替えておりますんで、号の部分は出てこないということです。あの、新旧対照のですね、第18条の2項のところを入れ替えておりますんで、2項が変わると、号のほうは自動的に変わってしまうので、そこは出てこないということです。ですんで、加えるが入ってこないということです。

まあ、それでですね、一応両方ともやり方としては正しいということになっております。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） あのですね、今両方が正しいということでございませぬので、是非ともですね、分かりやすい表現の、税改正のほうはですね、非常に分かりやすい、この表現の仕方は。この旅費の表現の仕方はですね、分かりにくい面がございませぬので、是非分かりやすい方法を採用いただいたらなというぐあいに思ったりします。以上です。

○議長（野口俊明君） それは要望ですか。質疑ですか。これは質疑の時間です。

○議員（5番 野口昌作君） そうですな。質疑だけな、私がそういうことについて思いますが、町長はどういうぐあいに考えられますか。

○総務課参事（酒嶋 宏君） 総務課参事。

○議長（野口俊明君） 酒嶋総務課参事。

○総務課参事（酒嶋 宏君） 分かりやすいようにというご質問ですけど、あのできるだけわかりやすいようにしたいと思っておりますが、一定のルールという形で、表現してまいりますんで、そのへんの上の表現につきましてはですね、ちょっと若干分かりにくい部分があるかもしれませんが、ルールに基づいてやっておりますんで、そ

のへんはご了解いただけたらなというふうに思います。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第85号は、原案のとおり、可決されました。

日程第5 議案86号

○議長（野口俊明君） 日程第5、議案第86号 平成23年度大山町一般会計補正予算（第4号）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 議案第86号 平成23年度大山町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、歳入におきましては、県からの「しっかり守る農林基盤交付金」が追加交付となりましたこと、また歳出におきましては、町税の還付が予想以上に見込まれることや、特別会計への財源補てんなどにより、既定予算の追加補正の議決を求めるものでございます。

この補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に2,625万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を98億7,664万7,000円とするものでございます。

次に、第1表を歳入から各款をおって、ご説明申し上げます。第45款分担金及び負担金は、370万円の追加で、しっかり守る農林基盤交付金事業に対する分担金でございます。

第60款県支出金は1,000万円の追加で、しっかり守る農林基盤交付金事業に対する県補助金でございます。第80款繰越金は865万3,000円の追加、また第85款諸収入は390万円の追加で、コミュニティー事業助成金でございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第10款総務費は543万1,000円の追加で、第5項総務管理費の企画費で、赤松自治会と羽田井自治会の除雪機購入に対するコミュニティー助成事業補助金390万円を新規計

上、第 10 項徴税費の税務総務費で、町税等更正還付金 153 万 1,000 円を増額しているところでございます。第 15 款民生費は、16 万 4,000 円の追加で、第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で、とっとり被害者支援センター負担金 1 万 9,000 円、防犯灯設置補助金 14 万 5,000 円を増額いたしております。第 30 款農林水産業費は、2,051 万 2,000 円の追加で、第 5 項農業費の農地費で、しっかり守る農林基盤交付金事業関連といたしまして 2,000 万円、農業施設運営費で、地域休養施設特別会計繰出金 51 万 2,000 円を増額いたしております。第 35 款商工費は、14 万 6,000 円の追加で、第 5 項商工費の商工振興費で、個人用住宅等助成事業費の組み替え、また観光費で、大山北壁の水事業の水質検査手数料 4 万 1,000 円、大山寺足湯建設工事に伴います水道加入負担金 10 万 5,000 円を新規計上いたしております。以上で、議案第 86 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（1 番 竹口大紀君） 議長、1 番。

○議長（野口俊明君） 1 番 竹口大紀君。

○議員（1 番 竹口大紀君） 歳出 5 ページの商工費ですが、先ほど説明がありましたように個人用住宅等改善助成委託料が 1,000 万円組み替えになっているということで、これは住宅リフォームの助成の、まあ 6 月にも説明がありましたが、1,000 万助成することで工事費が 1 億円以上、町内の事業者に落ちて、さらには助成した 1,000 万円も町内で、町内の加盟店で利用できるお買い物券で二重三重の波及効果があるいい事業だということで 6 月にも追加の補正があったわけですが、今回この 1,000 万円を組み替える理由というのは、どこにあるのか説明願います。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたします。ただいまのご質問でございますが、この個人用住宅等改善助成事業でございますが、制度の仕組みといたしまして、直接町から個人に助成金を交付するのではなく、お買い物券の発行を商工会に委託するという形で組み立てておりましたものを負担金及び交付金で予算計上を前回いたしました関係で委託料に組み替えをお願いするものでございます。制度の仕組み上、委託料で支出するのが正当だということでございます。以上です。

○議員（1 番 竹口大紀君） 了解しました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありますか。

○議員（5 番 野口昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口俊明君） 5 番 野口昌作君。

○議員（5 番 野口昌作君） えーとですね、防犯灯の設置補助金 14 万 5,000 円ございますけれども、防犯灯の設置の補助ですね、防犯灯を設置する場合に補助がこれまあ出

るわけでございますけれども、これの補助の見解ですね、どういうことでどこが取り付ける、それをどういう意味において14万5,000円補助するかということを質問します。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 防犯灯の補助につきましては、通常補助としまして、新設につきましては、1万円、修繕につきましては、5,000円といった制度を設けております。今回補正をいたします14万5,000円につきましては、年末年始の豪雪によりまして、かなり防犯灯に被害が出ております。この豪雪被害に対しましては、特別な補助制度ということで、3分の2を補助をいたしております。で、この申し込み期限につきましては、6月末ということにしておりまして、ほぼ22年度に完了するのかなというまあ判断をしておりましたが、4月以降につきましても、まだこの雪害についての申請がございました。で、この分の不足額につきまして今回補正をするものでありまして、元来、防犯灯につきましては、部落・集落が設置をされまして、管理も電気代も集落のほうに払っていただくといった内容のものでございます。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） えーと、そうしますと、これは修繕に絡んでいるということですか。修繕が何件あって、何件の申し込みがあって、14万5,000円という金額が出ているかということをお伺いしたい。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 修繕によるものの補助でございます。22年度につきましては、対象部落数が、26集落ございました。このうち雪害による修繕は14件ございました。額にしまして20万ほどです。当初の予算につきましては、だいたい20万ぐらいが例年の防犯灯の予算であります。今回の雪害につきましては、22年度で20万の補助をいたしております。また23年度におきましては、雪害による修繕は、8件でございます。額にしまして7万、約7万であります。で、これと一般の設置修繕もございまして、23年度現在のところは、14件が出ておるといった内容でございます。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 86 号は、原案のとおり、可決されました。

日程第 6 議案 87 号

○議長（野口俊明君） 日程第 6、議案第 87 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは議案第 87 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 51 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,021 万 7,000 円とするものであります。

第 1 表を歳入からご説明申し上げます。第 10 款繰入金は一般会計からの繰入金で、51 万 2,000 円の増額でございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。第 5 款総務費第 5 項総務管理費第 1 目の一般管理費を 51 万 7,000 円の増額といたしております。これは、住民の皆さん方によりまして組織して協議をいただいております大山北麓活性化検討委員会が大変精力的に協議をいただいております関係で、委員報酬に不足が生じるため、措置をお願いするものでございます。これで、議案第 87 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（10 番 岩井美保子君） 議長、10 番。

○議長（野口俊明君） 10 番 岩井美保子君。

○議員（10 番 岩井美保子君） この案につきましては、検討委員会の方からちょっと伺っておりますが、検討委員にはなったんだけど、こういう報酬が出るということに不満で、ボランティアでしたらよいじゃないかということがあって、自分の気持ちにあって、検討委員を辞めたとおっしゃられた方がありました。ちょっとこの内容を詳しくお知らせください。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼します。ただいまのご質問にお答えいたします。ご質問にもありましたように、検討委員の委員さんを公募いたしまして、委嘱をさせて

いただいたわけでありますが、その際に、この議会の議決に基づきます委員の報酬、まあ謝礼金でございます、のお支払の手続きをする際に、ある委員の方から、こういった会はそういう報酬を受け取るべきではないとご自身はお考えであるということがございまして、受け取ることができないので委員を辞任したいということでございました。以上です。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口俊明君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） それは分かりますけれど、何人でどのような回数でと言うことは分かりませんか。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたしました。お辞めになった委員さんはお一人でございます。その報酬の問題で辞任をされました委員さんはお一人でございます。それ以外に、身体上のご理由でお辞めになった方もございます。現在検討委員さんは17名でございます。ちなみに、これまで7回の検討委員会が開催されております。以上です。

○議員（10番 岩井美保子君） 了解しました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第87号は、原案のとおり、可決されました。

日程第7 農業委員会委員の推薦について

○議長（野口俊明君） 日程第7、農業委員会委員の推薦についてを議題にします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は、1人とし、8番 西尾寿博君を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、1

人とし、8番 西尾寿博君を推薦することに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は、全部終了しました。会議を閉じます。平成23年第8回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前10時5分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 米本 隆記

署名議員 大森 正治